

# 大東市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

大東市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（関西第一支店取扱い：以下「乙」という。）とは、大東市における市民サービスの向上及び健康的な生活の実現を目指すため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、大東市における一層の市民サービスの向上及び健康的な生活を実現するため、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、双方の資源を有効活用した協働活動を推進することについて、必要な事項を定めるものとする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 健康増進・食育に関する事項
- (2) 防災・減災対策等地域の安全・安心に関する事項
- (3) スポーツ振興に関する事項
- (4) その他、両者が協議し、必要と認める事項

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、決定する。

## （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならず、本協定に基づく連携及び協力以外の目的に使用してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、いずれからも本協定に関し書面により特段の申し出がないときは、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## （変更及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除をおこなうものとする。

## （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月27日

甲 大阪府大東市谷川一丁目1番1号

大東市長

東 政 一

乙 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号 中之島インテス14F

大塚製薬株式会社 ニュートラシティカルズ事業部

関西第一支店 支店長

吉 田 卓 史